【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

 【提出先】
 関東財務局長

 【提出日】
 平成24年11月14日

【四半期会計期間】 第112期第2四半期(自 平成24年7月1日 至 平成24年9月30日)

【会社名】オリジン電気株式会社【英訳名】Origin Electric Co.,Ltd.【代表者の役職氏名】代表取締役社長 妹尾 一宏【本店の所在の場所】東京都豊島区高田1丁目18番1号

【電話番号】 03(3983)7111(大代表)

【事務連絡者氏名】 管理本部 経理部長 山本 誠司 【最寄りの連絡場所】 東京都豊島区高田 1 丁目18番 1 号

【電話番号】 03(3983)1192

【事務連絡者氏名】管理本部 経理部長 山本 誠司【縦覧に供する場所】オリジン電気株式会社 大阪支店

(大阪府大阪市北区梅田1丁目11番4 800(大阪駅前第4ビル))

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第111期 第 2 四半期連結 累計期間	累計期間	第111期
会計期間	自平成23年 4月1日 至平成23年 9月30日	自平成24年 4月1日 至平成24年 9月30日	自平成23年 4月1日 至平成24年 3月31日
売上高(百万円)	13,834	18,872	28,755
経常利益(百万円)	19	1,734	737
四半期(当期)純利益又は四半期 純損失()(百万円)	242	922	166
四半期包括利益又は包括利益 (百万円)	219	874	326
純資産額(百万円)	15,828	16,935	16,374
総資産額(百万円)	34,881	44,083	37,842
1株当たり四半期(当期)純利益 金額又は四半期純損失金額() (円)	7.27	27.64	4.99
潜在株式調整後1株当たり四半期 (当期)純利益金額(円)	-	-	-
自己資本比率(%)	39.5	33.7	37.7
営業活動による キャッシュ・フロー(百万円)	653	3,161	905
投資活動による キャッシュ・フロー(百万円)	761	367	1,465
財務活動による キャッシュ・フロー(百万円)	212	370	83
現金及び現金同等物の四半期末 (期末)残高(百万円)	3,556	6,378	3,220

	第111期	第112期
回次	第2四半期連結	
	会計期間	会計期間
	自平成23年	自平成24年
会計期間	7月1日	7月1日
ム 司 知 目	至平成23年	至平成24年
	9月30日	9月30日
1株当たり四半期純利益金額	0.45	00.50
(円)	0.15	23.59

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
 - 2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
 - 3.第112期第2四半期連結累計期間及び第111期の潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

第111期第2四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、1株当たり四半期純損失金額であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

EDINET提出書類 オリジン電気株式会社(E01751) 四半期報告書

2【事業の内容】

当第2四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

また、主要な関係会社における異動もありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第2四半期連結累計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

2【経営上の重要な契約等】

当第2四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1)業績の状況

当第2四半期連結累計期間におけるわが国経済は、東日本大震災からの復興需要により回復傾向は見られたものの欧州、中国を中心とした世界経済の減速、円高の長期化等により、依然として先行き不透明な状況で推移いたしました。

このような中、当第2四半期連結累計期間の売上は前年同四半期比で増収となり、売上高は188億7千2百万円(前年同四半期比36.4%増)となりました。

利益面におきましては、営業利益16億9千7百万円(前年同四半期は4千6百万円の営業利益)、経常利益17億3千4百万円(前年同四半期は1千9百万円の経常利益)、四半期純利益は9億2千2百万円(前年同四半期は2億4千2百万円の四半期純損失)となりました。

セグメントの業績は次のとおりであります。

[エレクトロニクス事業]

エレクトロニクス事業の売上高は前年同四半期比11.2%増の62億8千3百万円(総売上高の33.3%)となりました。 製品別の内訳は電源機器で、スマートフォン等の需要増により、液晶製造装置向け等の高電圧電源及び携帯基地局用 の通信用電源が伸張し、売上高は前年同四半期比19.2%増の43億7千4百万円(総売上高の23.2%)となりました。

半導体デバイスは、ソーラー関連向けモジュールの販売が増加、環境対応車向けパワーデバイスも堅調に推移しましたが、産業機器向けデバイスの販売低迷が続き、売上高は前年同四半期比3.6%減の19億9百万円(総売上高の10.1%)となりました。

[メカトロニクス事業]

メカトロニクス事業の売上高は前年同四半期比117.3%増の70億3千2百万円(総売上高の37.2%)となりました。 製品別の内訳は精密機構部品で、複写機・プリンター関連とATMなどの金融機器関連向け製品が堅調に推移したものの、半導体設備関連の需要が減少し、売上高は前年同四半期比2.1%減の17億5千9百万円(総売上高の9.3%)となりました。

システム機器は、接合関連が自動車業界向けの伸長により計画通りに推移し、さらに前期から受注が入っていたMDBが売上に寄与し始めた結果、売上高は前年同四半期比266.6%増の52億7千2百万円(総売上高の27.9%)となりました。

[ケミトロニクス事業]

ケミトロニクス事業の売上高は前年同四半期比12.3%増の55億5千6百万円(総売上高の29.5%)となりました。パソコン・携帯電話などの情報家電分野は厳しい状況が続いており、特に携帯電話関係はスマートフォンへの移行による塗装減の影響から低調でありましたが、国内・海外ともに自動車関係は堅調に推移しました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当第2四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物(以下「資金」という。)は、63億7千8百万円となり、前連結会計年度末より31億5千7百万円増加となりました。

当第2四半期連結累計期間における各キャッシュ・フローの状況は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動によって得られた資金は、31億6千1百万円(前年同四半期は6億5千3百万円の資金の獲得)となりました。 主な増加要因は、仕入債務の増加額28億2千5百万円、減価償却費6億4百万円であり、主な減少要因は、たな卸資産の増加額21億8千3百万円であります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動に使用された資金は、3億6千7百万円(前年同四半期は7億6千1百万円の資金の使用)となりました。主な要因は、有形固定資産の取得による支出3億円であります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動によって得られた資金は、3億7千万円(前年同四半期は2億1千2百万円の資金の使用)となりました。主な増加要因は、短期借入金の純増加額10億円であり、主な減少要因は、長期借入金の返済による支出3億円、少数株主への配当金の支払額2億8百万円であります。

(3)財政状態の分析

当第2四半期連結会計期間末の総資産は、440億8千3百万円となり、前連結会計年度末より62億4千万円増加いたしました。これは主に現金及び預金が31億2千1百万円、仕掛品が22億6千4百万円増加したことなどによるものであります。

負債合計は、271億4千7百万円となり、前連結会計年度末より56億7千9百万円増加いたしました。これは主に支払手 形及び買掛金が28億3千6百万円、短期借入金が10億円増加したことなどによるものであります。

(4)事業上及び財務上の対処すべき課題

当第2四半期連結累計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。 なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等(会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項)は次のとおりであります。

株式会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

1.会社の支配に関する基本方針

上場会社である当社の株式は、株式市場を通じて多数の株主、投資家の皆様による自由な取引が認められており、当社の株式に対する大規模な買付等が為された場合においても、一概に否定するものではなく、最終的には株主の皆様の自由な意思により判断されるべきであると考えます。

しかしながら、このような当社株式の大規模な買付行為や買付提案の中には、その目的等からみて企業価値ひいては株主の共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要する恐れのあるもの、対象会社の取締役会や株主が買付の条件等について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買付者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買付者との交渉が必要とするもの等、対象会社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

このような当社株式の大規模な買付行為や買付提案を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方としては、経営の基本理念、企業価値のさまざまな源泉、当社を支えるステークホルダーとの信頼関係を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を中長期的に確保、向上させる者でなければならないと考えております。

したがいまして、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損する恐れのある不適切な大規模な買付等またはこれに類似する行為を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配するものとしては不適切であると考えております。

2 . 会社の支配に関する基本方針の実現に資する取組み

当社では、多くの投資家の皆様に長期的に継続して当社に投資していただくため、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を向上させるための取組みとして、以下の施策を実施しております。

これらの取組みは、上記1の基本方針の実現に資するものと考えております。

() 当社経営理念

当社は、創業以来、時代の求める技術を独自に開発し「カスタム製品の開発」と「製品の多様化」を事業指針として事業領域の拡大を図ってまいりました。当社は現在、経営理念として、

人類社会に役立つ存在感あふれる企業を目指し、

- ・世界から情報が集まる「開かれた企業」となろう
- ・オンリーワン技術を磨く「独自性のある企業」となろう
- ・先端技術を担う社員の「自己実現の場である企業」となろう

を掲げ、コア技術の更なる強化、新技術、新市場へのチャレンジで価値創造・向上に努めております。

()中期経営計画に基づく取組み

当社グループは2010年4月1日開始年度から新たな3ヵ年中期経営計画を策定いたしました。その内容は次のとおりであります。

"グローバルニッチ&カスタムの推進"を掲げ、世界が認める技術・製品の提供基盤を確立して収益の回復を目指してまいります。

その基本方針は以下のとおりであります。

グローバル展開の推進

- ・グローバルニッチを追求し、市場でのカテゴリートップを目指します。
- ・アジアを機軸とした販売、生産両面から現地化を推進いたします。
- ・国内を深耕し、海外で攻勢をかけてまいります。

技術のオリジンの復権

- ・コア技術の深耕、たな卸と高度技術、開発力を結集してまいります。
- ・環境、エネルギー、医療、新素材関連の新製品開発を推進いたします。
- ・コスト競争力のある製品と高信頼性、安定品質とサービスを提供いたします。
- ・子会社、協力会社、海外現法を含めたトータルの生産性向上を追求いたします。

構造改革の推進

・事業部間協業、シナジー発現の推進を手掛け、体質強化を図ります。

人材育成

- ・技術者、グローバル人材を養成してまいります。
- ・技術、技能の継承と向上を図ります。

基礎収益力、財務基盤の強化

- ・初年度黒字化を目指します。
- ・黒字化の定着、赤字事業からの撤退を図ります。
- ・キャッシュ・フローを重視した事業運営を図ります。

また、当社は、「公正かつ健全で透明性の高い企業経営を目指す」をコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方とし、変化の激しい市場において長期的に企業業績の成長を図り企業価値の最大化を追求するため市場競争力の強化向上を目指しながら事業を迅速に運営し、グローバルに展開できる効率的なグループ体制の確立と公正かつ健全で透明性の高い経営の実現に向け、コーポレート・ガバナンスの一層の強化に努めております。

当社は、これらの取組みとともに、コンプライアンスをはじめ内部統制の強化、地球環境への配慮を進める一方、事業におけるリスクの極小化や品質向上の徹底、海外市場の開拓や成長が見込まれる分野への経営資源の傾斜配分など、当社グループ全体の構造転換も一層進めることにより、さらに株主の皆様を始め顧客、取引先、従業員等ステークホルダーとの信頼関係をより強固なものにし、中長期に亘る企業価値ひいては株主共同の利益の確保および安定的な向上に注力してまいります。

3.本プランの内容 (会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止する取組み)

()本プランの目的

本プランは、会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして導入したものです。

当社取締役会は、当社株式に対して大規模な買付等が行われた場合に、株主の皆様が適切な判断をするために、必要な情報や時間を確保し、買付者等との交渉等が一定の合理的なルールに従って行われることが、企業価値ひいては株主共同の利益に合致すると考え、以下の内容の大規模買付時における情報提供と検討時間の確保等に関する一定のルール(以下「大規模買付ルール」といいます。)を設定し、会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって大規模な買付行為が為された場合の対応方針を含めた買収防衛策として、内容を一部変更し、本プランとして継続しております。

() 本プランの対象となる当社株式の買付

本プランの対象となる当社株式の買付とは、特定株主グループ(注1)の議決権割合(注2)を20%以上とすることを目的とする当社株券等(注3)の買付行為、または結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為(いずれについてもあらかじめ当社取締役会が同意したものを除き、また市場取引、公開買付等の具体的な買付方法の如何を問いません。以下、かかる買付行為を「大規模買付行為」といい、かかる買付行為を行う者を「大規模買付者」といいます。)とします。

注1:特定株主グループとは、

- () 当社の株券等(金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。)の保有者(同法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。以下同じとします。)およびその共同保有者(同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づく共同保有者とみなされる者を含みます。以下同じとします。)または、
- () 当社の株券等(同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。)の買付け等(同法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、取引所金融商品市場において行われるものを含みます。)を行う者およびその特別関係者(同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。)を意味します。

注2:議決権割合とは、

- ()特定株主グループが、注1の()記載の場合は、当該保有者の株券等保有割合(金融商品取引法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数(同項に規定する保有株券等の数をいいます。以下同じとします。)も加算するものとします。)または、
- () 特定株主グループが、注1の()記載の場合は、当該大規模買付者および当該特別関係者の株券等保有割合(同法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。)の合計をいいます。
 - 各議決権割合の算出に当たっては、総議決権の数(同法第27条の2第8項に規定するものをいいます。)および発行済株式の総数(同法第27条の23第4項に規定するものをいいます。)は、有価証券報告書、四半期報告書および自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとします。

() 独立委員会の設置

大規模買付ルールが遵守されたか否か、あるいは大規模買付ルールが遵守された場合でも、当該大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうものであることを理由として対抗措置を講ずるか否かについては、当社取締役会が最終的な判断を行いますが、本プランを適正に運用し、取締役会によって恣意的な判断がなされることを防止し、その判断の客観性・合理性を担保するため、独立委員会規程に基づき、独立委員会を設置しております。独立委員会の委員は3名以上とし、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行から独立している社外監査役または社外有識者(注4)のいずれかに該当する者の中から選任しております。

当社取締役会は、対抗措置の発動に先立ち、独立委員会に対し対抗措置の発動の是非について諮問し、独立委員会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の向上の観点から大規模買付行為について慎重に評価・検討の上で、当社取締役会に対し対抗措置を発動することができる状態にあるか否かについての勧告を行うものとします。当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重した上で対抗措置の発動について決定することとします。独立委員会の勧告内容については、その概要を適宜公表することとします。

なお、独立委員会の判断が、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するようになされることを確保するために、独立委員会は、必要に応じて当社の費用で、独立した第三者である外部専門家(ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家)等の助言を得ることができるものとします。 注4: 社外有識者とは、

実績のある会社経営者、官庁出身者、弁護士、公認会計士、学識経験者またはこれに準じる者をいいます。

()大規模買付ルールの概要

大規模買付者による意向表明書の当社への事前提出

大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合には、大規模買付行為または大規模買付行為の提案に先立ち、まず、大規模買付ルールに従う旨の誓約を含む以下の内容等を日本語で記載した意向表明書を、当社の定める書式により当社取締役会に提出していただきます。

- (a) 大規模買付者の名称、住所
- (b) 設立準拠法
- (c)代表者の氏名
- (d)国内連絡先
- (e)提案する大規模買付行為の概要
- (f) 本プランに定められた大規模買付ルールに従う旨の誓約

当社取締役会が、大規模買付者から意向表明書を受領した場合は、速やかにその旨および必要に応じ、その内容について公表いたします。

大規模買付者からの必要情報の提供

当社取締役会は、上記() (a)~(f)までの全てが記載された意向表明書を受領した日の翌日から起算して10営業日以内に、大規模買付者に対して大規模買付行為に関する情報(以下「必要情報」といいます。)について記載した書面(以下「必要情報リスト」といいます。)を交付し、大規模買付者には、必要情報リストの記載にしたがい、必要情報を当社取締役会に書面にて提出していただきます。

必要情報の一般的な項目は以下のとおりです。その具体的内容は、大規模買付者の属性および大規模買付行為の内容によって異なりますが、いずれの場合も株主の皆様のご判断および当社取締役会としての意見形成のために必要かつ十分な範囲に限定するものとします。

- (a) 大規模買付者およびそのグループ(共同保有者および特別関係者および組合員(ファンドの場合)その他構成員を含みます。)の詳細(名称、事業内容、経歴または沿革、資本構成、財務内容、当社および当社グループの事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。)
- (b) 大規模買付行為の目的、方法および内容(大規模買付行為の対価の価額・種類、大規模買付行為の時期、関連する取引の仕組み、大規模買付行為の方法の適法性、大規模買付行為および関連する取引の実現可能性等を含みます。)
- (c) 大規模買付行為の買付対価の算定根拠(算定の前提となる事実、算定方法、算定に用いた数値情報および 大規模買付行為にかかる一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容を含みます。)
- (d) 大規模買付行為の資金の裏付け(資金の提供者(実質的提供者を含みます。)の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容を含みます。)
- (e) 大規模買付行為の完了後に想定している役員候補(当社および当社グループの事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。)、当社および当社グループの経営方針、事業計画、財務計画、資本政策、配当政策、資産活用策等
- (f) 大規模買付行為の完了後における当社および当社グループの顧客、取引先、従業員等のステークホルダー と当社および当社グループとの関係に関しての変更の有無およびその内容

当社取締役会は、大規模買付ルールの迅速な運用を図る観点から、必要に応じて、大規模買付者に対し情報提供の期限を設定することがあります。ただし、大規模買付者から合理的な理由に基づく延長要請があった場合は、その期限を延長することができるものとします。

なお、上記に基づき、当初提出された必要情報について当社取締役会が精査した結果、当該必要情報が大規模買付行為を評価・検討するための情報として必要十分でないと考えられる場合には、当社取締役会は、適宜合理的な期限を設けた上で、大規模買付者に対して必要情報が揃うまで追加的に情報提供を求めることがあります。

当社取締役会は、大規模買付行為を評価・検討するために必要十分な必要情報の全てが大模買付者から提出されたと判断した場合には、その旨の通知を大規模買付者に発送するとともに、その旨を公表いたします。

また、当社取締役会が評価必要情報の追加的な提供を要請したにもかかわらず、大規模買付者から当該情報の一部について提供が難しい旨の合理的な説明がある場合には、当社取締役会が求める評価必要情報が全て揃わなくても、大規模買付者との情報提供に係る交渉等を終了し、後記の取締役会による評価・検討を開始する場合があります。

当社取締役会に提供された必要情報は、独立委員会に提出するとともに、株主の皆様の判断のために必要であると認められる場合には、当社取締役会が適切と判断する時点で、その全部または一部を公表いたします。当社取締役会による必要情報の評価・検討等

当社取締役会は、大規模買付行為の評価等の難易度に応じ、大規模買付者が当社取締役会に対し必要情報の提供を完了した後、対価を現金(円価)のみとする公開買付けによる当社全株式の買付の場合は最長60日間またはその他の大規模買付行為の場合は最長90日間を当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間(以下「取締役会評価期間」といいます。)として設定します。

取締役会評価期間中、当社取締役会は、必要に応じて独立委員会とは別の独立した第三者である外部専門家 (ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家)等の助言を受けつ つ、提供された必要情報を十分に評価・検討し、独立委員会からの勧告を最大限尊重した上で、当社取締役会として意見を慎重にとりまとめ、公表いたします。また、必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、当社取締役会として株主の皆様へ代替案を提示することもあります。

) 大規模買付行為が実施された場合の対応方針

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しなかった場合には、具体的な買付方法の如何にかかわらず、当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として、会社法その他の法律および当社定款が認める対抗措置を講ずることにより大規模買付行為に対抗する場合があります。

なお、大規模買付ルールを遵守したか否かを判断するにあたっては、大規模買付者側の事情をも合理的な範囲で十分勘案し、少なくとも必要情報の一部が提出されないことのみをもって大規模買付ルールを遵守しないと認定することはしないものとします。

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、当社取締役会は、仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、当該買付提案についての反対意見を表明や、代替案を提示することにより、株主の皆様を説得するに留め、原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置は講じません。大規模買付者の買付提案に応ずるか否かは、株主の皆様において、当該買付提案および当社が提示する当該買付提案に対する意見、代替案等をご考慮の上、ご判断いただくことになります。

ただし、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、当該大規模買付行為が、例えば以下の(a)から(h)のいずれかに該当し、結果として当社に回復し難い損害をもたらすなど、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと当社取締役会が判断する場合には、例外的に当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として必要かつ相当な範囲で、上記で述べた対抗措置の発動を決定することができるものとします。

- (a) 真に当社グループの経営に参画する意思がないにもかかわらず、ただ株価をつり上げて高値で当社の関係者に引き取らせる目的で当社株式の買収を行っていると判断される場合(いわゆるグリーンメーラーである場合)
- (b) 当社グループの経営を一時的に支配して当社グループの事業経営に必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客等を大規模買付者やそのグループ会社等に移譲させるなど、いわゆる焦土化経営を行う目的で当社株式の買収を行っていると判断される場合
- (c) 当社グループの経営を支配した後に、当社グループの資産を大規模買付者やそのグループ会社等の債務の 担保や弁済原資として流用する予定で当社株式の買収を行っていると判断される場合
- (d) 当社グループの経営を一時的に支配して当社グループの不動産、有価証券など高額資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるかあるいは一時的高配当による株価の急上昇の機会を狙って当社株式の高値売り抜けをする目的で当社株式の買収を行っていると判断される場合
- (e) 大規模買付者の提案する当社株式の買付方法が、いわゆる強圧的二段階買収(最初の買付で当社株式の全部の買付を勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等による株式の買付を行うことをいいます。)など、株主の皆様の判断の機会または自由を制約し、事実上、株主の皆様に当社株式の売却を強要するおそれがあると判断される場合
- (f) 大規模買付者の提案する当社株式の買付条件(買付対価の種類および金額、当該金額の算定根拠、その他の条件の具体的内容、違法性の有無、実現可能性等を含むがこれに限りません。) が当社の企業価値ひいては株主共同の利益に照らして著しく不十分または不適切であると判断される場合
- (g) 大規模買付者による買付後の経営方針等が不十分または不適切であるため、当社グループの事業の成長性・安定性が阻害され、企業価値ひいては株主共同の利益に重大な支障をきたすおそれがあると判断される場合
- (h) 大規模買付者による支配権獲得により、当社はもとより、当社グループの持続的な企業価値増大の実現のため必要不可欠な、顧客、取引先、従業員、地域関係者その他の利害関係者との関係を破壊する等によって、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合

取締役会の決議、および株主総会の開催

当社取締役会は、上記 または において対抗措置の発動の是非について判断を行う場合は、独立委員会の勧告を最大限尊重し、対抗措置の必要性、相当性等を十分検討したうえで対抗措置発動または不発動等に関する会社法上の機関としての決議を行うものとします。

具体的にいかなる手段を講じるかについては、その時点で当社取締役会が最も適切と判断したものを選択することとします。当社取締役会が具体的対抗措置の一つとして、例えば実際に新株予約権の無償割当てを行う場合には、議決権割合が一定割合以上の特定株主グループに属さないことを新株予約権の行使条件とするなど、対抗措置としての効果を勘案した条件を設けることがあります。

また、当社取締役会は、独立委員会が対抗措置の発動について勧告を行い発動の決議について株主総会の開催を要請する場合には、株主の皆様に本プランによる対抗措置を発動することの可否を十分にご検討いただくための期間(以下「株主検討期間」といいます。)として最長60日間の期間を設定し、当該株主検討期間中に当社株主総会を開催することがあります。

当社取締役会において、株主総会の開催および基準日の決定を決議した場合は、取締役会評価期間はその日をもって終了し、ただちに、株主検討期間へ移行することとします。

当該株主総会の開催に際しては、当社取締役会は、大規模買付者が提供した必要情報、必要情報に対する当社取締役会の意見、当社取締役会の代替案その他当社取締役会が適切と判断する事項を記載した書面を、株主の皆様に対し、株主総会招集通知とともに送付し、適時・適切にその旨を開示します。

株主総会において対抗措置の発動または不発動について決議された場合、当社取締役会は、当該株主総会の決議に従うものとします。当該株主総会が対抗措置を発動することを否決する決議をした場合には、当社取締役会は対抗措置を発動いたしません。

また、当該株主総会の終結をもって株主検討期間は終了することとし、当該株主総会の結果は、決議後適時・適切に開示いたします。

大規模買付行為待機期間

株主検討期間を設けない場合は、上記3.() 「大規模買付者による意向表明書の当社への事前提出」に記載の意向表明書が当社取締役会に提出された日から取締役会評価期間終了までを、また株主検討期間を設ける場合には取締役会評価期間と株主検討期間のあわせた期間終了までを大規模買付行為待機期間とします。そして大規模買付行為待機期間においては、大規模買付行為は実施できないものとします。

したがいまして、大規模買付行為は、大規模買付行為待機期間の経過後にのみ開始できるものとします。 対抗措置発動の停止等について

上記 において、当社取締役会または株主総会において、具体的な対抗措置を講ずることを決議した後、当該大規模買付者が大規模買付行為の撤回または変更を行った場合など、対抗措置の発動が適切でないと当社取締役会が判断した場合には、独立委員会の意見または勧告を最大限尊重した上で、対抗措置の発動の停止等を行うことがあります。

例えば、対抗措置として新株予約権の無償割当てを行う場合、当社取締役会において、無償割当てが決議され、または無償割当てが行われた後においても、大規模買付者が大規模買付行為の撤回または変更を行うなど対抗措置の発動が適切でないと当社取締役会が判断した場合には、独立委員会の勧告を最大限尊重したうえで、新株予約権の効力発生日の前日までの間は、新株予約権無償割当ての中止、または新株予約権無償割当て後においては、行使期間開始日の前日までの間は、当社による新株予約権の無償取得(当社が新株予約権を無償で取得することにより、株主の皆様の新株予約権は消滅します。)の方法により対抗措置の発動の停止を行うことができるものとします。

このような対抗措置の発動の停止等を行う場合は、法令および当社が上場する金融商品取引所の上場規則等に したがい、当該決定について適時・適切に開示します。

() 本プランによる株主の皆様に与える影響等

大規模買付ルールが株主の皆様に与える影響等

大規模買付ルールは、株主の皆様が大規模買付行為に応ずるか否かを判断するために必要な情報や、現に当社の経営を担っている当社取締役会の意見を提供し、株主の皆様が代替案の提示を受ける機会を確保することを目的としています。これにより株主の皆様は、十分な情報および提案のもとで、大規模買付行為に応ずるか否かについて適切なご判断をすることが可能となり、そのことが当社の企業価値ひいては株主共同の利益の保護につながるものと考えます。したがいまして、大規模買付ルールの設定は、株主の皆様が適切なご判断を行う上での前提となるものであり、株主の皆様の利益に資するものであると考えております。

なお、上記 () において述べたとおり、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守するか否か等により大規模 買付行為に対する当社の対応方針が異なりますので、株主の皆様におかれましては、大規模買付者の動向にご注 意ください。

対抗措置発動時に株主の皆様に与える影響

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しなかった場合または大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、大規模買付行為が当社に回復し難い損害をもたらすなど当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合には、当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として、新株予約権の無償割当て等、会社法その他の法律および当社定款により認められている対抗措置を講ずることがありますが、当該対抗措置の仕組み上、株主の皆様(大規模買付ルールを遵守しない大規模買付者および会社に回復し難い損害をもたらすなど当社株主全体の利益を損なうと認められるような大規模買付行為を行う大規模買付者を除きます。)が法的権利または経済的側面において格別の損失を被るような事態が生じることは想定しておりません。

当社取締役会が具体的対抗措置を講ずることを決定した場合には、法令および金融商品取引所規則等に従って適時・適切な開示を行います。

対抗措置の一つとして、例えば新株予約権の無償割当てを実施する場合には、株主の皆様は引受けの申込みを要することなく新株予約権の割当てを受け、また当社が新株予約権の取得の手続きをとることにより、新株予約権の行使価額相当の金銭を払い込むことなく当社による新株予約権の取得の対価として当社株式を受領することになるため、申込みや払込み等の手続は必要となりません。ただし、この場合当社は、新株予約権の割当てを受ける株主の皆様に対し、別途ご自身が大規模買付者等でないこと等を誓約する当社所定の書式による書面のご提出を求めることがあります。

なお、当社は、新株予約権の割当期日や新株予約権の効力発生後においても、例えば、大規模買付者が大規模買付行為を撤回した等の事情により、新株予約権の行使期間開始日の前日までに、新株予約権の割当てを中止し、または当社が新株予約権に当社株式を交付することなく無償にて新株予約権を取得することがあります。これらの場合には、当該新株予約権の無償割当てを受けるべき株主が確定した後(権利落ち日以降)に1株当たりの株式の価値の希釈化が生じることを前提にして売却等を行った株主または投資家の皆様は、株価の変動により相応の損害を被る可能性があります。

() 本プランの適用開始、有効期限、継続および廃止

本プランの有効期限は平成26年6月30日までに開催予定の当社第113期定時株主総会終結の時までとします。 ただし、本プランは、当社株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合、当社取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、その時点で廃止されるものとします。

また、本プランの有効期間中であっても、当社取締役会は、企業価値ひいては株主共同の利益の向上の観点から 随時見直しを行い、株主総会の承認を得て本プランの変更を行うことがあります。このように、当社取締役会にお いて本プランについて継続、変更、廃止等の決定を行った場合には、その内容を速やかに開示します。

なお、当社取締役会は、本プランの有効期間中であっても、本プランに関する法令、金融商品取引所規則等の新設または改廃が行われ、かかる新設または改廃を反映するのが適切である場合、誤字脱字等の理由により字句の修正を行うのが適切である場合等、株主の皆様に不利益を与えない場合には、必要に応じて独立委員会の賛同を得た上で、本プランを修正または変更する場合があります。

4.本プランの合理性について(本プランが会社の支配に関する基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致し、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないことについて)

当社では、本プランの設計に際して、以下の諸点を考慮することにより、本プランが上記 1.の会社の支配に関する基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致するものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものとはならないと考えております。

()買収防衛策に関する指針の要件を充足していること

本プランは、経済産業省および法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則(企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則)を充足しています。

また、経済産業省に設置された企業価値研究会が平成20年6月30日に発表した報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策のあり方」の内容も踏まえたものとなっております。

()株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること

本プランは、上記3.()「本プランの目的」に記載のとおり、当社株式に対する大規模買付行為等がなされた際に、当該大規模買付行為に応ずるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や時間を確保し、または株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入されるものです。

()株主意思を反映するものであること

本プラン継続後、有効期間中であっても、当社株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されることになり、株主の皆様のご意向が反映されます。

()独立性の高い社外者の判断の重視

本プランにおける対抗措置の発動は、上記3.()「大規模買付行為が実施された場合の対応方針」に記載のとおり、当社の業務執行を行う経営陣から独立している委員で構成される独立委員会へ諮問し、同委員会の勧告を最大限尊重するものとされており、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するよう、本プランの透明な運用を担保するための手続きも確保されております。

() デッドハンド型およびスローハンド型買収防衛策ではないこと

本プランは、当社の株主総会において選任された取締役により構成される取締役会によって廃止することが可能です。したがいまして、本プランは、デッドハンド型買収防衛策(取締役会の構成員の過半数を交代させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策)ではありません。また、当社は取締役の任期を1年としており、スローハンド型買収防衛策(取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策)ではございません。なお、当社では取締役解任決議要件につきましても、特別決議を要件とするような決議要件の加重をしておりません。

(5)研究開発活動

当第2四半期連結累計期間におけるグループ全体の研究開発活動の金額は、7億4千4百万円であります。 なお、当第2四半期連結累計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)	
普通株式	133,000,000	
計	133,000,000	

【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間末現 在発行数(株) (平成24年9月30日)	提出日現在発行数(株) (平成24年11月14日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	33,499,931	33,499,931	東京証券取引所 市場第一部	単元株式数 1,000株
計	33,499,931	33,499,931		

(2)【新株予約権等の状況】 該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】 該当事項はありません。

(4)【ライツプランの内容】該当事項はありません。

(5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

() 1701011111111111111111111111111111111							
年月日	発行済株式総 数増減数 (株)	発行済株式総 数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増 減額 (百万円)	資本準備金残 高(百万円)	
平成24年7月1日~		33,499,931		6,103		1,600	
平成24年 9 月30日	-	33,499,931	-	6,103	-	1,600	

(6)【大株主の状況】

平成24年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
株式会社損害保険ジャパン	東京都新宿区西新宿1丁目26番1号	2,034	6.07
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2丁目11番3号	1,941	5.79
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区内幸町1丁目1番5号	1,656	4.94
明治安田生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内2丁目1番1号	1,513	4.51
オリジン電気協力会持株会	東京都豊島区高田1丁目18番1号	1,333	3.98
日本トラスティ・サービス信託銀 行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8番11号	1,295	3.86
株式会社りそな銀行	大阪府大阪市中央区備後町2丁目2番1号	780	2.32
ノーザン トラスト カンパニー エイブイエフシー リ フィデリ	50 BANK STREET CANARY WHARF LONDON E14 5NT,UK		
ティ ファンズ		734	2.19
(常任代理人 香港上海銀行東京	(東京都中央区日本橋3丁目11番1号)		
支店)			
日本生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内1丁目6番6号	621	1.85
トーア再保険株式会社	東京都千代田区神田駿河台3丁目6番地の 5	606	1.81
計	-	12,514	37.36

(注) 1.株式会社みずほ銀行及びその共同保有者である、みずほ信託銀行株式会社から、平成24年3月23日付の変更報告書の写しの送付があり、平成24年3月15日現在でそれぞれ以下のとおり株式を保有している旨の報告を受けておりますが、当社として当第2四半期会計期間末時点における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

なお、株式会社みずほ銀行及びその共同保有者である、みずほ信託銀行株式会社の変更報告書の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区内幸町1丁目1番5号	1,656	4.94
みずほ信託銀行株式会社	東京都中央区八重洲1丁目2番1号	938	2.80

2.フィデリティ投信株式会社から、平成24年4月20日付の変更報告書の写しの送付があり、平成24年4月13日現在で以下のとおり株式を保有している旨の報告を受けておりますが、当社として当第2四半期会計期間末時点における実質所有株式の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。なお、フィデリティ投信株式会社の変更報告書の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
フィデリティ投信	東京都港区虎ノ門4丁目3番1号	2 715	8.10
株式会社	城山トラフトタロー	2,715	0.10

(7)【議決権の状況】

【発行済株式】

平成24年9月30日現在

区分	株式装	数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式				
議決権制限株式(自己株式等)				
議決権制限株式(その他)				
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式	108,000		
完全議決権株式(その他)	普通株式	33,149,000	33,149	
単元未満株式	普通株式	242,931		
発行済株式総数		33,499,931		
総株主の議決権			33,149	

(注) 「完全議決権株式(その他)」欄には、証券保管振替機構名義の株式が 11,000株(議決権11個)含まれております。

【自己株式等】

平成24年9月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株 式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の 合計(株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
オリジン電気株式会社	東京都豊島区高田 1丁目18番1号	108,000		108,000	0.32
計		108,000		108,000	0.32

2【役員の状況】

該当事項はありません。

第4【経理の状況】

1.四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号)に基づいて作成しております。

2.監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2四半期連結会計期間(平成24年7月1日から平成24年9月30日まで)及び第2四半期連結累計期間(平成24年4月1日から平成24年9月30日まで)に係る四半期連結財務諸表について、協立監査法人による四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】 (1)【四半期連結貸借対照表】

(単位:百万円)

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (平成24年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	3,990	7,112
受取手形及び売掛金	2 10,855	2 12,316
商品及び製品	1,373	1,468
仕掛品	5,789	8,053
原材料及び貯蔵品	2,012	1,858
繰延税金資産	303	343
その他	386	344
貸倒引当金	75	76
流動資産合計	24,636	31,420
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物(純額)	2,871	2,768
機械装置及び運搬具(純額)	1,096	970
土地	4,429	4,429
その他(純額)	437	522
有形固定資産合計	8,836	8,690
無形固定資産		
のれん	252	222
その他	923	915
無形固定資産合計	1,176	1,138
投資その他の資産		
投資有価証券	2,622	2,264
繰延税金資産	210	219
その他	424	405
貸倒引当金	64	55
投資その他の資産合計	3,193	2,834
固定資産合計	13,205	12,663
資産合計	37,842	44,083

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (平成24年9月30日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	8,829	11,665
短期借入金	3,503	4,503
1年内返済予定の長期借入金	600	550
未払法人税等	77	227
賞与引当金	530	571
役員賞与引当金	8	-
その他	1,787	3,898
流動負債合計	15,337	21,416
固定負債		
長期借入金	250	-
繰延税金負債	93	88
退職給付引当金	5,589	5,488
負ののれん	32	16
その他	165	138
固定負債合計	6,131	5,730
負債合計	21,468	27,147
純資産の部		
株主資本		
資本金	6,103	6,103
資本剰余金	3,455	3,455
利益剰余金	4,939	5,758
自己株式	81	82
株主資本合計	14,416	15,235
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	436	199
為替換算調整勘定	602	560
その他の包括利益累計額合計	165	360
少数株主持分	2,123	2,061
純資産合計	16,374	16,935
負債純資産合計	37,842	44,083
	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·

(単位:百万円)

(2)【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】【四半期連結損益計算書】【第2四半期連結累計期間】

	前第2四半期連結累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)
売上高	13,834	18,872
売上原価	11,000	14,218
売上総利益	2,833	4,654
販売費及び一般管理費	2,786	2,956
営業利益	46	1,697
営業外収益		
受取利息	24	23
受取配当金	34	30
受取ロイヤリティー	29	34
負ののれん償却額	16	16
持分法による投資利益	10	10
その他	41	48
営業外収益合計	156	163
営業外費用		
支払利息	26	23
為替差損	80	44
その他	76	58
営業外費用合計	182	126
経常利益	19	1,734
特別利益		
固定資産売却益	4	1
特別利益合計	4	1
特別損失		
固定資産除却損	9	2
固定資産売却損	0	0
投資有価証券評価損	-	1
製品補償費	105	385
特別損失合計	115	389
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期 純損失()	90	1,346
法人税、住民税及び事業税	83	227
法人税等調整額	5	75
法人税等合計	88	303
少数株主損益調整前四半期純利益又は少数株主損益 調整前四半期純損失()	179	1,043
少数株主利益	63	121
四半期純利益又は四半期純損失()	242	922

147

(単位:百万円)

【四半期連結包括利益計算書】 【第2四半期連結累計期間】

少数株主に係る四半期包括利益

前第2四半期連結累計期間 当第2四半期連結累計期間 (自 平成23年4月1日 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日) 至 平成23年9月30日) 少数株主損益調整前四半期純利益又は少数株主損益 179 1,043 調整前四半期純損失() その他の包括利益 その他有価証券評価差額金 95 235 為替換算調整勘定 55 67 持分法適用会社に対する持分相当額 0 1 40 169 その他の包括利益合計 四半期包括利益 219 874 (内訳) 親会社株主に係る四半期包括利益 300 727

80

(単位:百万円)

(3)【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

	前第2四半期連結累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四 半期純損失()	90	1,346
減価償却費	649	604
のれん償却額	14	29
負ののれん償却額	16	16
貸倒引当金の増減額(は減少)	9	0
退職給付引当金の増減額(は減少)	223	101
賞与引当金の増減額(は減少)	16	40
受取利息及び受取配当金	58	53
支払利息	26	23
持分法による投資損益(は益)	10	10
投資有価証券売却及び評価損益(は益)		1
固定資産除売却損益(は益)	5	1
売上債権の増減額(は増加)	2,027	196
たな卸資産の増減額(は増加) 仕入債務の増減額(は減少)	663	2,183
11八頃初の追悼は は減少) その他	294 612	2,825
小計	728	515
利息及び配当金の受取額	58	3,219
利息の支払額	27	56
法人税等の支払額	106	89
営業活動によるキャッシュ・フロー	653	3,161
投資活動によるキャッシュ・フロー	033	3,101
定期預金の純増減額(は増加)	124	45
有形固定資産の取得による支出	205	300
有形固定資産の売却による収入	10	1
無形固定資産の取得による支出	106	111
子会社株式の取得による支出	564	-
その他	20	1
投資活動によるキャッシュ・フロー	761	367
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額(は減少)	495	1,000
長期借入金の返済による支出	300	300
リース債務の返済による支出	19	20
自己株式の売却による収入	0	-
自己株式の取得による支出	0	0
配当金の支払額	100	100
少数株主への配当金の支払額	288	208
財務活動によるキャッシュ・フロー	212	370
現金及び現金同等物に係る換算差額	16	7
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	337	3,157
現金及び現金同等物の期首残高	3,893	3,220
現金及び現金同等物の四半期末残高	3,556	6,378

【会計方針の変更】

(減価償却方法の変更)

当社及び国内連結子会社は、法人税法の改正に伴い、第1四半期連結会計期間より、平成24年4月1日以後に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却方法に変更しております。

これによる当第2四半期連結累計期間の損益に与える影響は軽微であります。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

1 受取手形裏書譲渡高

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (平成24年9月30日)
受取手形裏書譲渡高	32百万円	

2 四半期連結会計期間末日満期手形

四半期連結会計期間末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理をしております。なお、 当第2四半期連結会計期間末日が金融機関の休日であったため、次の四半期連結会計期間末日満期手形が四半期 連結会計期間末残高に含まれております。

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当第 2 四半期連結会計期間 (平成24年 9 月30日)
受取手形	207百万円	
支払手形	126	617

(四半期連結損益計算書関係)

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります

級儿員及び一般自注員のプラエ安は負白及び並命は人のこのうであります。					
	前第 2 四半期連結累計期間 当第 2 四半期連結累計期間 (自 平成23年 4 月 1 日 (自 平成24年 4 月 1 日 至 平成23年 9 月30日) 至 平成24年 9 月30日)				
従業員給料及び手当	570百万円	562百万円			
賞与引当金繰入額	141	135			
退職給付費用	32	41			
貸倒引当金繰入額	9	0			
研究開発費	726	733			

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は下記のとおりであります。

	前第2四半期連結累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)	当第 2 四半期連結累計期間 (自 平成24年 4 月 1 日 至 平成24年 9 月30日)
現金及び預金勘定	4,100百万円	7,112百万円
預入期間が3か月を超える定期預金	544	734
現金及び現金同等物	3,556	6,378

(株主資本等関係)

前第2四半期連結累計期間(自平成23年4月1日至平成23年9月30日)

1.配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成23年6月29日 定時株主総会	普通株式	100	3	平成23年3月31日	平成23年 6 月30日	利益剰余金

2. 基準日が当第2四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期連結会計期間 末後となるもの

該当事項はありません。

当第2四半期連結累計期間(自平成24年4月1日至平成24年9月30日)

1.配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成24年 6 月28日 定時株主総会	普通株式	100	3	平成24年3月31日	平成24年 6 月29日	利益剰余金

2.基準日が当第2四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期連結会計期間 末後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成24年11月9日 取締役会	普通株式	116	3.5	平成24年 9 月30日	平成24年12月10日	利益剰余金

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第2四半期連結累計期間(自平成23年4月1日 至平成23年9月30日) 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

報告セグメント						四半期連結 損益計算書
	エレクトロ ニクス事業	メカトロ ニクス事業	ケミトロ ニクス事業	計	調整額 (注)1	計上額 (注)2
売上高						
外部顧客への売上高	5,651	3,235	4,946	13,834	-	13,834
セグメント間の内部売上高 又は振替高	0	-	10	10	10	-
計	5,651	3,235	4,956	13,844	10	13,834
セグメント利益	259	143	474	877	831	46

- (注) 1. セグメント利益の調整額 831百万円は、各報告セグメントに配分していない全社費用であり、主に総務部等の管理部門及び研究開発本部に係る費用であります。
 - 2. セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

当第2四半期連結累計期間(自平成24年4月1日 至平成24年9月30日) 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント				調整額	四半期連結 損益計算書
	エレクトロ ニクス事業	メカトロ ニクス事業	ケミトロ ニクス事業	計	问 <u>定</u> 領 (注) 1	計上額 (注)2
売上高						
外部顧客への売上高	6,283	7,032	5,556	18,872	-	18,872
セグメント間の内部売上高 又は振替高	-	-	2	2	2	-
計	6,283	7,032	5,558	18,874	2	18,872
セグメント利益	436	1,294	716	2,447	749	1,697

- (注) 1.セグメント利益の調整額 749百万円は、各報告セグメントに配分していない全社費用であり、主 に総務部等の管理部門及び研究開発本部に係る費用であります。
 - 2. セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額又は1株当たり四半期純損失金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第2四半期連結累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)
1株当たり四半期純利益金額又は1株当たり四半期 純損失金額()	7円27銭	27円64銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益金額又は四半期純損失金額() (百万円)	242	922
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	ı
普通株式に係る四半期純利益金額又は四半期純 損失金額()(百万円)	242	922
普通株式の期中平均株式数(千株)	33,358	33,355

(注) 前第2四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、1株当たり四半期純損失金額であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。当第2四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

平成24年11月9日開催の取締役会において、当期中間配当に関し、次のとおり決議いたしました。

- (イ)配当金の総額......116百万円
- (ロ) 1株当たりの金額......3円50銭
- (八)支払請求の効力発生日及び支払開始日.....平成24年12月10日
- (注) 平成24年9月30日現在の株主名簿に記載又は記録された株主に対し、支払いを行います。

EDINET提出書類 オリジン電気株式会社(E01751) 四半期報告書

第二部【提出会社の保証会社等の情報】 該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成24年11月13日

オリジン電気株式会社 取締役会 御中

協立監査法人

代表社員 公認会計士 南部 敏幸 印 業務執行社員

業務執行社員 公認会計士 鈴木 宏 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているオリジン電気株式会社の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間(平成24年7月1日から平成24年9月30日まで)及び第2四半期連結累計期間(平成24年4月1日から平成24年9月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、オリジン電気株式会社及び連結子会社の平成24年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1.上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
 - 2. 四半期連結財務諸表の範囲には X B R L データ自体は含まれていません。